

避難行動要支援者個別避難計画書作成に関するQ&A

赤磐市くらし安全課

【作成全般について】

- Q. 災害時避難行動要支援者登録者名簿はどのようなものですか？また、名簿と個別避難計画の関係性は？
- A. 「災害時避難行動要支援者登録者名簿」は、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者（高齢者、障がい者等のうち、特に避難行動に支援が必要な方、以下「要支援者」とする。）をあらかじめ登録しておく名簿であり、要支援者本人の同意を得た上で、地区、民生委員、消防機関等に名簿の情報を提供し、災害時の避難支援や、安否確認等に活用するものです。
- 「個別避難計画」は、名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難行動を平常時から話し合い、記録しておくものです。
- （令和3年度に災害対策基本法の一部改正が行われ、作成が市町村の努力義務となりました。）
- Q. なぜ個別避難計画の情報を共有する必要があるのですか。
- A. 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。また一方で、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうしたことから、地域による助け合い（共助）の活動を進めていく必要がありますので、個別避難計画の情報を共有します。
- Q. 個人情報を守られるのか？
- A. 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難支援者等は、要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。
- Q. 要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないか？
- A. 要支援者に限らず、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務です。しかし、過去の大規模広域災害を経て、「公助」（行政による支援）には限界があることが明らかになりました。
- 市としてできる限りの体制を整えていますが、行政がすぐに助けることができるとは限らないため、災害から身を守るためには、自分の身は自分で助ける「自助」以外にないことをあらためてご理解ください。そして、行政による「公助」と連携し、近所の人等と助け合う「共助」による要支援者の支援等にご協力をお願いします。

Q. 個別避難計画の作成を進めて行く場合、地区などの誰が主体となって進めて行くものか？

A. 地区などで一体となって作成を進める必要がありますが、自主防災組織や消防団が担うなど、地区にあった方法で作成ください。

すでに類似の計画の作成を進めている地区などにおいては、計画作成の判断や作成における役割分担などは、従来の方で進めていただいて構いません。

Q. 避難支援者には誰になってもらえばいいのですか？

A. 近隣住民の方が望ましいです。また、要支援者やその家族等にご確認のうえ選任することが望ましいです。なお、実効性のある個別避難計画にするため、同じ方が何人もの避難支援者になることは望ましくありません。

【避難支援者の例】

近隣の知人、友人、親族、区役員、民生委員、消防団など

Q. 個別避難計画書の最後に要支援者本人の同意欄があるのはなぜか？

A. 災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の作成及び情報提供について要支援者本人の同意が必要になったためです。

計画作成は、要支援者が計画作成に関する重要事項を理解したうえで進める必要があるため、別紙「避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書」を要支援者本人やその家族等へお見せしたうえで、作成を進めてください。

Q. 重度の障がいのある要支援者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とするなど）の「避難場所」や「避難経路」はどのように記入すればよいのか？

A. 要支援者本人やその家族、避難支援者などと相談し、現実的な避難の仕方、避難場所を記入してください。また、避難時の支援で注意の必要な内容があれば、配慮事項欄へ記入してください。

Q. 個別避難計画を作成しなかった場合、何らかの不利益を被ることはあるのか。

A. 個別避難計画の作成をしなかったことで行政による対応に違いはありません。ただ、大きな災害がおきた場合、行政の救助が一人ひとりに行き渡るまでに時間がかかってしまいます。近年特に住民同士で助け合うことが重要となっていることから、個別避難計画の作成をおすすめします。

【避難支援について】

Q. 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか？

A. 避難支援は、避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で可能な範囲で実施していただくものです。災害時に避難支援ができない場合に責任が発生するものではありません。

Q. 避難支援とはどの程度まで行わなければならないのですか。

A. 避難支援は必ずしも要支援者を直接避難させることをお願いするものではありません。要支援者本人とご相談のうえ、安否確認や情報伝達をしていただくだけでも結構です。

Q. 避難支援者で対応が困難な場合は？

A. 被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合も考えられます。決して無理な状況下での避難支援は行わないでください。そのような場合には、市の災害対策本部、消防、警察にご連絡いただき、救助要請をお願いします。

Q. 具体的にどの時点で避難を開始すればいいのでしょうか？

A. 【大雨の場合】 大雨による川の氾濫や土砂災害の危険が高い地域は、要支援者の心身状況を考慮して、早めの避難行動が大切です。「警戒レベル3」高齢者等避難の発令時には、確実に避難行動を始めるよう、要支援者本人やその家族、避難支援者と連携してください。ただし、場合によっては、「警戒レベル3」高齢者等避難が発令されていない状況で、「警戒レベル4」避難指示が発令される場合があります。その際は、速やかに避難してください。

【地震の場合】 まずは、要支援者の安否確認を行ってください。その後、家屋の倒壊の恐れ又は火災の危険性がある場合は避難場所に避難してください。

【個別避難計画の作成後について】

Q. 個別避難計画の作成が完了した場合どうすればいいか？

A. ぐらし安全課へご連絡ください。市において計画書を確認し、要支援者名簿へ情報追加し個別避難計画として要支援者の支援のために活用を図ります。

作成後は、地域の皆様と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認等を随時実施して、必要に応じて個別避難計画の更新をお願い致します。なお、更新時にもぐらし安全課へご連絡をお願いいたします。

Q. 作成が完了した個別避難計画は誰に情報提供されるのか？

A. 個別避難計画は要支援者の避難支援のため、要支援者本人及び区長、民生委員、避難支援者等へ情報提供を行います。情報提供された個別避難計画は、計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、地域の避難訓練などへのご活用をお願いします。